国税通則法施行令	第五条第一号	（以下「予定納税に係る所得税」	及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第十六条（予定納税）の規定により納付すべき復興特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」
	第五条第二号	所得税で同法	所得税等で所得税法
	第五条第三号	対する所得税	対する所得税及び復興特別所得税
	第五条第四号及び第五号	所得税（	所得税及び復興特別所得税（
	第十三条第二項第一号	源泉徴収による所得税	復興特別所得税並びに源泉徴収による所得税及び復興特別所得税
	第二十三条第一項	予定納税に係る所得税	予定納税に係る所得税等
	第二十四条第一号	所得税法	所得税法、特別措置法
	第四十一条第二項第一号	所得税（当該所得税	所得税等（当該予定納税に係る所得税等
		（源泉徴収）	（源泉徴収）及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）
		同法第二百二十一条（強制徴収）	所得税法第二百二十一条（強制徴収）（特別措置法第二十八条第五項において準用する場合を含む。）
国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）	第二条第十号	（昭和四十年法律第三十三号）	（昭和四十年法律第三十三号）、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）
	第十五条第一項第三号	所得税（	所得税及び復興特別所得税（
		納付すべき所得税	納付すべき所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
	第七十六条第一項第一号	の規定	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）又は第三十条第一項若しくは第二項（年末調整）の規定
	第七十六条第四項第一号	所得税に	所得税及び復興特別所得税の合計額に
相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）	第三条第一号	の規定	及び特別措置法第二十八条第一項の規定
		所得税に	所得税及び復興特別所得税の合計額に
		所得税額	所得税額及び当該所得税額に係る復興特別所得税額

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	第七条の十九第二項	控除限度額（	控除限度額に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額（
		所得税法第九十五条、	所得税法第九十五条、特別措置法第十四条、
	第七条の十九第三項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
	第四十八条の九の二第二項	所得税法第九十五条、	所得税法第九十五条、特別措置法第十四条、
	第四十八条の九の二第四項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	第七十六条及び第二百四十二条	所得税	所得税及び復興特別所得税
民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）	第二百四十一条第二項第七号イ	所得税、	所得税、復興特別所得税、
会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）	第百二十九条	所得税	所得税及び復興特別所得税

2　前項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法施行令第二十四条第三項の規定による申請書の提出は、併せて行わなければならないものとする。

二　国税通則法施行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

3　この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な細則は、財務省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（財務省組織令の一部改正）

2　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の三中「、法人税」を「、復興特別所得税、法人税」に改める。

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦